

介護老人保健施設掬水通所リハビリテーション (介護予防通所リハビリテーション) 利用約款

(約款の目的)

第1条 介護老人保健施設掬水（以下「当施設」という。）は、要介護状態（介護予防通所リハビリテーションにあつては要支援状態）と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者が可能な限り自宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、一定の期間、通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）を提供し、一方、利用者及び利用者の身元引受人は、当施設に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、本約款の目的とします。

(適用期間)

第2条 本約款は、利用者が介護老人保健施設通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）利用同意書を当施設に提出したのち、令和4年10月1日以降から効力を有します。但し、利用者の身元引受人に変更があった場合は、新たな身元引受人の同意を得ることとします。

2 利用者は、第4条又は第5条による解除がない限り、初回利用時の同意書提出をもって、繰り返し当施設の通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）を利用することができるものとします。但し、本約款、別紙1、別紙2又は別紙3（本項において「本約款等」といいます。）の改定が行われた場合は新たな本約款等に基づく同意書を提出していただきます。

(身元引受人)

第3条 利用者は、次の各号の要件を満たす身元引受人を立てます。但し、利用者が身元引受人を立てることができない相当の理由がある場合を除きます。

- ① 行為能力者（民法第20条第1項に定める行為能力者をいいます。以下同じ。）であること。
- ② 弁済をする資力を有すること。
- 2 身元引受人は、利用者が本約款上当施設に対して負担する一切の債務を極度額50万円の範囲内で、利用者と連帯して支払う責任を負います。
- 3 身元引受人は、前項の責任のほか、次の各号の責任を負います。
- ① 利用者が疾病等により医療機関に入院する場合、入院手続きが円滑に進行するように協力すること。
- ② 通所利用が解除若しくは終了した場合の残置物の引取り等の処置、又は利用者が死亡した場合の遺体の引取をすること。但し、遺体の引取について、身元引受人と別に祭祀主宰者がいる場合、当施設は祭祀主宰者に引き取っていただくことができます。
- 4 身元引受人が第1項各号の要件を満たさない場合、又は当施設、当施設の職員若しくは他の入所者等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の背信行為又は反社会的行為を行った場合、当施設は、利用者及び身元引受人に対し、相当期間内にその身元引受人に代わる新たな身元引受人を立てることを求めることができます。但し、第1項但書の場合はこの限りではありません。
- 5 身元引受人の請求があったときは、当施設は身元引受人に対し、当施設に対する利用料金の未払い、これに対する利息及び賠償すべき損害の有無並びにこれらの残額及び支払期が到来しているものの額に関する情報を提供します。

(利用者からの解除)

第4条 利用者は、当施設に対し、利用中止の意思表示をすることにより、利用者の居宅サービス（介護予防サービス）計画にかかわらず、本約款に基づく通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）利用を解除することができます。なお、この場合利用者及び身元引受人は、速やかに当施設及び利用者の居宅サービス（介護予防サービス）計画作成者に連絡するものとします（本条第2項の場合も同様とします）。

2 身元引受人も前項と同様に通所利用を解除することができます。但し、利用者の利益に反する場合は、この限りではありません。

3 利用者又は身元引受人が正当な理由なく、通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）実施時間中に利用中止を申し出た場合については、原則、基本料金及びその他ご利用いただいた費用を当施設にお支払いいただきます。

(当施設からの解除)

第5条 当施設は、利用者及び身元引受人に対し、次に掲げる場合には、本約款に基づく通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）サービスの利用を解除することができます。

- ① 利用者が要介護認定において自立と認定された場合。
- ② 利用者の居宅サービス（介護予防サービス）計画で定められた利用時間数を超える場合。
- ③ 利用者及び身元引受人が、本約款に定める利用料金を2か月分以上滞納しその支払いを督促したにもかかわらず30日間以内に支払われない場合。
- ④ 利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当施設での適切な通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）サービスの提供を超えると判断された場合。
- ⑤ 利用者が、当施設、当施設の職員又は他の利用者等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合
- ⑥ 第3条第4項の規定に基づき、当施設が新たな身元引受人を立てることを求めたにもかかわらず、新たな身元引受人を立てない場合。但し、利用者が新たな身元引受人を立てることができない相当の理由がある場合を除く。
- ⑦ 天災、災害、施設・設備の故障、その他やむを得ない理由により利用させることができない場合。

(利用料金)

第6条 利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対し、本約款に基づく通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）サービスの対価として、別紙2の利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。但し、当施設は、利用者の経済状態等に変動があった場合、上記利用料金を変更することがあります。

2 当施設は、利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する送付先に対し、前月料金の合計額の請求書及び明細書を、毎月15日までに発行し、所定の方法により交付する。利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対し、当該合計額をその月の末日までに支払うものとします。

3 当施設は、利用者又は身元引受人から、1項に定める利用料金の支払いを受けたときは、利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者に対して、領収書を所定の方法により交付します。

(記録)

第7条 当施設は、利用者の通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）サービスの提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後2年間保管します。（診療録については、5年間保管します。）

- 2 当施設は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、原則として、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。
- 3 当施設は、身元引受人が第1項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、閲覧、謄写を必要とする事情を確認して当施設が必要と認める場合に限り、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。但し、利用者が身元引受人に対する閲覧、謄写に反対する意思表示した場合その他利用者の利益に反するおそれがあると当施設が認める場合は、閲覧、謄写に応じないことができます。
- 4 前項は、当施設が身元引受人に対して連帯保証債務の履行を請求するため必要な場合は適用されません。
- 5 当施設は、利用者及び身元引受人以外の親族が第1項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、利用者の承諾がある場合に限り、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。但し、利用者の利益に反するおそれがあると当施設が認める場合は、閲覧、謄写に応じないことができます。

(身体の拘束等)

第8条 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、施設管理者又は施設長が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載することとします。

(秘密の保持及び個人情報の保護)

第9条 当施設とその職員は、当法人の個人情報保護方針に基づき、業務上知り得た利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人の親族に関する個人情報の利用目的を別紙3のとおり定め、適切に取り扱います。また正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、例外として次の各号については、法令上、介護関係事業者が行うべき義務として明記されていることから、情報提供を行なうこととします。

- ① サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等。
- ② 居宅介護支援事業所（地域包括支援センター〔介護予防支援事業所〕）等との連携
- ③ 利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知。
- ④ 利用者に病状の急変が生じた場合等の主治の医師への連絡等
- ⑤ 生命・身体の保護のため必要な場合（災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等）。

2 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとします。

(緊急時の対応)

第10条 当施設は、利用者に対し、施設医師の医学的判断により対診が必要と認める場合、協力医療機関又は協力歯科医療機関での診療を依頼することがあります。

- 2 前項のほか、通所利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当施設は、利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者に対し、緊急に連絡します。

(事故発生時の対応)

第 11 条 サービス提供等により事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を講じます。

2 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼します。

3 前 2 項のほか、当施設は利用者の身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者及び保険者の指定する行政機関に対して速やかに連絡します。

(要望又は苦情等の申出)

第 12 条 利用者、身元引受人又は利用者の親族は、当施設の提供する通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）に対しての要望又は苦情等について、担当支援相談員に申し出ることができ、又は、備付けの用紙、管理者宛ての文書で所定の場所に設置する「ご意見箱」に投函して申し出ることができます。

(賠償責任)

第 13 条 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）の提供に伴って当施設の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、当施設は、利用者に対して、損害を賠償するものとします。

2 利用者の責に帰すべき事由によって、当施設が損害を被った場合、利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対して、その損害を賠償するものとします。

(利用契約に定めのない事項)

第 14 条 この約款に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、利用者又は身元引受人と当施設が誠意をもって協議して定めることとします。

付 則

この約款は、平成 17 年 4 月 1 日より施行します。
この約款は、平成 17 年 10 月 1 日より一部改正します。
この約款は、平成 18 年 4 月 1 日より一部改正します。
この約款は、平成 19 年 9 月 1 日より一部改正します。
この約款は、平成 20 年 4 月 1 日より一部改正します。
この約款は、平成 21 年 4 月 1 日より一部改正します。
この約款は、平成 22 年 10 月 15 日より一部改正します。
この約款は、平成 24 年 4 月 1 日より一部改正します。
この約款は、平成 26 年 4 月 1 日より一部改正します。
この約款は、平成 27 年 4 月 1 日より一部改正します。
この約款は、平成 27 年 8 月 1 日より一部改正します。
この約款は、平成 29 年 4 月 1 日より一部改正します。
この約款は、平成 30 年 4 月 1 日より一部改正します。
この約款は、平成 30 年 8 月 1 日より一部改正します。
この約款は、平成 31 年 4 月 1 日より一部改正します。
この約款は、令和元年 5 月 1 日より一部改正します。
この約款は、令和元年 10 月 1 日より一部改正します。
この約款は、令和 2 年 4 月 1 日より一部改正します。
この約款は、令和 3 年 4 月 1 日より一部改正します。
この約款は、令和 4 年 10 月 1 日より一部改正します。
この約款は、令和 6 年 6 月 1 日より一部改正します。
この約款は、令和 6 年 11 月 1 日より一部改正します。

<別紙1>

介護老人保健施設掬水のご案内
(令和6年11月1日現在)

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

- ・施設名 介護老人保健施設 掬水
- ・開設年月日 平成17年4月1日
- ・所在地 長野県諏訪市豊田 837-1
- ・電話番号 0266-58-3232 ・ファックス番号 0266-58-3202
- ・管理者名 塩澤 滋夫
- ・介護保険指定番号 介護老人保健施設 (2050680038 号)

(2) 介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護やリハビリテーション、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援すること、また、利用者の方が居宅での生活を1日でも長く継続できるよう、(介護予防短期入所療養介護)や通所リハビリテーション(介護予防通所リハビリテーション)といったサービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。この目的に沿って、当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

[介護老人保健施設掬水の運営方針]

介護老人保健施設掬水は、利用者の自立支援を促進し、家庭生活の延長として利用者が、明るい家庭的な雰囲気の中で利用していただけるよう努めます。又、利用者の意志を最大限尊重し、各職種のチームケアによる質の高いケアを提供いたします。そのため常日頃から職員の資質の向上を目指します。さらに、地域住民との交流を深め、地域に開かれた施設として共に支え合う施設を造ります。施設設備にも万全を期し、施設ケア、在宅ケアと共に、利用者が安心して生活できるよう努めます。

(3) 施設の職員体制

	常 勤 (換算)	業務内容
・ 医 師	1	診察・健康管理・保健衛生管理
・ 看護職員	10	看護一般・健康相談
・ 介護職員 (通所リハ)	24 (5)	介護全般 (介護・処遇に関する事)
・ 支援相談員	1	処遇上の相談・職種間の調整
・ 理学療法士等	2 (1.8)	リハビリ一般
・ 管理栄養士	1	献立作成・栄養指導・栄養マネジメント
・ 介護支援専門員	1	計画書作成
・ 事務職員	1	施設会計・利用料・療養費請求・管理

(4) 入所定員等 ・定員 100名

・療養室 3人室 4室、4人室 22室

(5) 通所定員 40名

2. サービス内容

- ① 施設サービス計画の立案
- ② 短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）計画の立案
- ③ 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画の立案
- ④ 食事（食事は原則として食堂でおとりいただきます。）
 - 朝食 7時30分頃～ 8時00分頃
 - 昼食 11時30分頃～12時00分頃
 - 夕食 17時45分頃～18時45分頃
- ⑤ 入浴（一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。入所利用者は、週に最低2回ご利用いただきます。ただし、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。）
- ⑥ 医学的管理・看護
- ⑦ 介護（退所時の支援も行います）
- ⑧ リハビリテーション
- ⑨ 相談援助サービス
- ⑩ 栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理
- ⑪ 利用者が選定する特別な食事の提供
- ⑫ 理美容サービス（原則月2回実施します。）
- ⑬ 基本時間外施設利用サービス（何らかの理由により、ご家族等のお迎えが居宅介護サービス計画で定められた通所リハビリテーション利用時間の終了に間に合わない場合に適用）
- ⑭ 行政手続代行
- ⑮ その他

*これらのサービスのなかには、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。

3. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

・協力医療機関

- | | | | |
|------|---------|------|---------------------|
| ・名 称 | 諏訪赤十字病院 | ・住 所 | 長野県諏訪市湖岸通り5丁目11番50号 |
| ・名 称 | 市立岡谷病院 | ・住 所 | 長野県岡谷市本町4-11-33 |

・協力歯科医療機関

- | | | | |
|------|--------|------|----------------|
| ・名 称 | 丸茂歯科医院 | ・住 所 | 長野県諏訪市豊田1091-7 |
|------|--------|------|----------------|

◇緊急時の連絡先

なお、緊急の場合には、「同意書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

4. 施設利用に当たっての留意事項

- ・施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事をお召し上がりいただきます。食費は保険給付外の利用料と位置付けられていますが、同時に、施設は利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、その実施には食事内容の管理が欠かせませんので、食事の持ち込みはご遠慮いただきます。
- ・介護保険証の提出 入所に当たって、介護保険証をご提出ください。
- ・面会 休日、祭日に係わらず午前8時30分～午後8時までできます。
- ・外出・外泊 1階事務室又は2階、3階ステーションで手続きを行ってください。
- ・飲酒・喫煙 飲酒は職員に声をおかけ下さい。喫煙は所定の場所でお願い致します。
- ・火気の取り扱い 原則として火気の取り扱いと所持は禁止となっております。
- ・所持金・備品等の持ち込み あらかじめ利用時に確認をさせていただいております。職員による管理はお受け兼ねますので、ご自身にて管理を御願い致します。
- ・金銭・貴重品の管理 原則としてお預かりをいたしません。利用者及び施設の都合により必要な場合は、内容を明確にしてお預かりする場合があります。ご自身管理の場合は、紛失等の責任は負いかねます。
- ・施設入所中における医療機関への受診 施設入所中における医療機関への受診は、医療費負担の問題がありますので、あらかじめ事前に施設職員へ申し出て行ってください。施設へ連絡が無い場合、医療機関での費用が実費請求（10割）されることがあります。
- ・ペットの持ち込み 施設内にペットを持ち込むことはご遠慮ください。

5. 非常災害対策

- ・防災設備 スプリンクラー、消火器、屋内消火栓を備えております。
- ・防災訓練 年2回以上実施いたします。（そのうち1回は夜間想定訓練）

6. 禁止事項

当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

7. 要望及び苦情等の相談

当施設には支援相談の専門員として支援相談員が勤務していますので、お気軽にご相談ください。（電話0266-58-3232）

要望や苦情などは、担当支援相談員にお寄せいただければ、速やかに対応いたしますが、1階事務所前に備え付けられた「ご意見箱」をご利用いただき、管理者に直接お申し出いただくこともできます。

8. その他

当施設についての詳細は、パンフレットを用意してありますので、ご請求ください。

<別紙 2>

通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）について
（令和 6 年 11 月 1 日現在）

1. 介護保険証の確認

ご利用のお申込みに当たり、ご利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。

2. 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）についての概要

通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）については、要介護者（介護予防通所リハビリテーションにあつては要支援者）の家庭等での生活を継続させるために立案された居宅サービス（介護予防サービス）計画に基づき、当施設を一定期間ご利用いただき、看護、医学管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上のお世話を行い、利用者の療養生活の質の向上および利用者のご家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るため提供されます。このサービスを提供するにあたっては、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって、通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画が作成されますが、その際、利用者・利用者の後見人、利用者の家族、身元引受人等の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

3. 利用料金

（1）通所リハビリテーションの基本利用料

※注：（2）～の数字は 1 割負担分。2 割負担者は数字×2、3 割負担者は数字×3。

通所リハビリテーション 通常規模 6 時間以上 7 時間未満	1 日当たりのご利用料金			介護保険適用時の 1 日当たり の自己負担額		
	1 割	2 割	3 割	1 割	2 割	3 割
要介護 1	¥7,150	¥14,300	¥21,450	¥715	¥1,430	¥2,145
要介護 2	¥8,500	¥17,000	¥25,500	¥850	¥1,700	¥2,550
要介護 3	¥9,810	¥19,620	¥29,430	¥981	¥1,962	¥2,943
要介護 4	¥11,370	¥22,740	¥34,110	¥1,137	¥2,274	¥3,411
要介護 5	¥12,900	¥25,800	¥38,700	¥1,290	¥2,580	¥3,870

（2）入浴介助加算（Ⅰ） ¥40／回

入浴介助加算（Ⅱ） ¥60／回

（3）リハビリテーションマネジメント加算イ①（6 ヶ月以内） ¥560／月

リハビリテーションマネジメント加算イ②（6 ヶ月超） ¥240／月

リハビリテーションマネジメント加算ロ①（6 ヶ月以内） ¥593／月

リハビリテーションマネジメント加算ロ②（6 ヶ月超） ¥273／月

リハビリテーションマネジメント加算ハ①（6 ヶ月以内） ¥793／月

リハビリテーションマネジメント加算ハ②（6 ヶ月超） ¥473／月

事業所医師がご利用者又はご家族へ説明・同意 ¥270／月

（4）短期集中リハビリテーション実施加算

退院（所）日又は認定日から起算して 3 ヶ月以内 ¥110／日

（5）認知症短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅰ）

退院（所）日又は通所開始日から起算して 3 ヶ月以内 ¥240／日

認知症短期集中リハビリテーション実施加算（Ⅱ）

退院（所）日の翌日の属する月又は開始月から起算して 3 ヶ月以内 ¥1920／月

（6）生活行為向上リハビリテーション実施加算 開始月から起算して 6 ヶ月以内 ¥1250／月

（7）移行支援加算 ¥12／日 （8）若年性認知症利用者受入加算 ¥60／日

- (9) 中重度者ケア体制加算 ¥200/日 (10) 重度療養管理加算 ¥1000/日
 (11) 栄養改善加算 月2回 ¥200 (12) サービス提供体制強化加算 (I) ¥22/日
 (13) 口腔機能向上加算 (I) ¥150/月2回、(II) ¥155/月2回、(II) ¥160/月2回
 (14) リハビリテーション提供体制強化加算 ¥24/日 (6~7H)
 (15) 口腔・栄養スクリーニング加算 (I) ¥20/回、(II) ¥5/回 6ヶ月1回限度
 (16) 栄養アセスメント加算 ¥50/月
 (17) 科学的介護推進体制加算 ¥40/日 (18) 送迎未実施減算 ¥-47/回
 (19) 介護職員処遇改善加算 I 1ヵ月の基本サービス(加減算含む)×4.7%
 (20) 介護職員等特定処遇改善加算 I 1ヵ月の基本サービス(加減算含む)×2.0%
 (21) 介護職員等ベースアップ等支援加算 1ヵ月の基本サービス(加減算含む)×1.0%
 ※上記(18)(19)(20)についてR6.5月まで。R6.6月から(22)へ統一となります
 (22) 介護職員等処遇改善加算 I 1ヵ月の基本サービス(加減算含む)×8.6%
 (23) 退院時共同指導加算 ¥600/回
 (24) 介護予防通所リハビリテーションの基本料金 ※1ヵ月料金
 ①要支援1 ¥2,268/月、要支援2 ¥4,228/月
 ②一体的サービス提供加算 ¥480/月
 ③生活行為向上リハビリテーション実施加算 ※開始から6ヶ月以内 ¥562/月
 ④若年性認知症利用者受入加算 ¥240/月
 ⑤サービス提供体制強化加算 (I) 要支援1 ¥88/日 要支援2 ¥176/日
 ⑥栄養アセスメント加算 ¥50/月 ⑦栄養改善加算 ¥200/月
 ⑧口腔機能向上加算 (I) ¥150/月2回限度、(II) ¥160/月2回限度
 ⑨口腔・栄養スクリーニング加算 (I) ¥20、(II) ¥5/6ヶ月に1回限度
 ⑩科学的介護推進体制加算 ¥40/月
 ⑪退院時共同指導加算 ¥600/回
 ⑫介護職員処遇改善加算 I 1ヵ月の基本サービス(加減算含む)×4.7%
 ⑬介護職員等特定処遇改善加算 I 1ヵ月の基本サービス(加減算含む)×2.0%
 ⑭介護職員等ベースアップ等支援加算 1ヵ月の基本サービス(加減算含む)×1.0%
 ※上記⑫⑬⑭についてR6.5月まで。R6.6月から⑮へ統一となります。
 ⑮介護職員等処遇改善加算 I 1ヵ月の基本サービス(加減算含む)×8.6%
 (22) 食材料費 一食あたり ¥730
 ※なお行事等の特別メニューには別途料金を頂く場合があります。(事前にご連絡致します)
 (23) その他 レクリエーションにかかる費用等は全額自己負担。(事前にご連絡いたします)
 (24) 理美容代 希望者のみ ¥2,100(カット代)

4. 支払い方法

- 毎月15日までに、前月分の請求書を発行しますので、その月の末日までにお支払いください。お支払いいただきますと領収書を発行いたします。(施設の実状に合わせて利用日毎に精算する方法としても可)
- お支払い方法は、現金、自動引き落としの2方法があります。利用申込み時にお選びください。 ※引き落としの場合には手数料80円が別途かかります。